

国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程

2017年3月28日
規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、[国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）](#)第39条の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）に勤務する年俸制の適用を受ける教育職員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制教員は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 専任の教育職員（教授、准教授、講師、助教若しくは助手又は校長若しくは園長）で、この規程の適用を前提として行われた教員選考の結果、本学に採用された者
- (2) [就業規則第2条](#)に規定する専任の教育職員のうち、学長が特に必要と認める教授、准教授、講師、助教又は助手で、年俸制の適用に同意した者

(給与の種類、支給日及び計算期間)

第3条 年俸制教員の給与の区分、種類、支給日及び計算期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該給与の計算期間の途中で新たに年俸制教員となった者の給与支給日は、次の表に掲げる給与支給日の翌月とする。

給与の種類		給与支給日	給与の計算期間
区分	種類		
基本年俸	月例給	その月の17日	一の月の初日から末日まで
	期間給	6月30日 及び 12月10日	
諸手当	本給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 長期在宅手当 給与調整額 職務付加手当	その月の17日	
	特殊勤務手当（公開講座 開講手当を除く。） 超過勤務手当 休日給	当該手当の支給要件となる事 実が発生した月の翌月の17 日	
	特殊勤務手当（公開講座 開講手当）	一の公開講座の末日が属する 月の翌日の17日	

備考 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。

2 基本年俸の支給は、毎月、基本給の12分の1の額（以下「基本年俸月額」という。）を月例給として、また、期間給の支給はそれぞれ6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している場合（基準

日前1か月以内に退職（死亡を含む。）した年俸制教員についても同様とする。）には、業績給の2分の1の額に基準日以前6か月以内の期間における在職期間の区分に応じた割合を乗じた額を前項の表に定める給与支給日に支給する。

3 年俸制教員の給与は、[国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（2004年規程第12号。以下「職員給与規程」という。）](#)の改定状況のほか、国家公務員の給与改定状況等及び大学の財務状況等を勘案し、改定するものとする。

（給与の支払）

第4条 年俸制教員の給与は、[職員給与規程第3条](#)の規定に準じて支給する。

（日割計算等）

第5条 新たに年俸制教員となった者には、その日から基本年俸月額を支給する。

2 年俸制教員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本年俸月額を支給する。

3 年俸制教員が死亡により退職した場合には、その月までの基本年俸月額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本年俸月額を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本年俸月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（[第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る](#)）及び職務付加手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第6条 年俸制教員が次の各号のいずれかに該当する場合に、年俸制教員又は権利者の請求があったときは、[第3条](#)の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職（死亡を含む。）したとき。

(2) 解雇されたとき。

（給与の非常時払）

第7条 年俸制教員又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、[第3条](#)の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

(1) 結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2) 病気又は災害の費用にあてるとき。

(3) 帰郷費用にあてるとき。

(4) その他特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第8条 [第20条](#)で準用する職員給与規程の規定のうち、[第32条](#)及び[第33条](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本年俸月額並びにこれに対する本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（[第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る](#)）及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、[第20条](#)で準用する職員給与規程の規定のうち、[第32条](#)及び[第33条](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（基本年俸）

第11条 基本年俸は、基本給及び業績給を合算した額をもとに、別表第1に定める号俸により学長が決定する。

2 次に基本年俸を改定するまでの雇用期間が1年に満たない場合は、雇用期間以外の期間に係る月例給及び期間給は支給しない。この場合における年俸制教員の給与は、前項の規定により決定される基本年俸を基準とし、当該雇用期間に応じて支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が別段の措置を講ずる必要があると認める場合は、その者の基本年俸を個別に定めることができる。

4 基本年俸は第14条に定めるところにより、毎年4月1日に改定することができる。

(基本給)

第12条 採用時又は昇進時の基本給は、その者の職務内容、学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して別表第2に定める号給により決定するものとする。

(業績給)

第13条 業績給は、別表第3に掲げる評価区分に応じた成績率の範囲内で決定するものとする。ただし、学長が別段の措置を講ずる必要があると認める場合は、当該業績給に加算額を加えることができる。

(基本年俸改定額決定)

第14条 基本年俸改定額は、年俸制教員の業績評価に基づき、学長が決定する。

2 前項の場合において、基本給は、複数年度(対象年度のいずれかにおいて、この規程による年俸制適用期間が1年に満たないものがある場合は、別に定める期間)の業績評価に基づき別表第4に掲げる評価区分に応じた昇給号給数により決定するものとし、業績給は、単年度(当該年度におけるこの規程による年俸制適用期間が1年に満たない場合は、別に定める期間)の業績評価に基づき別表第3に掲げる評価区分に応じた成績率の範囲内で評価区分を決定するものとする。

(業績評価)

第15条 前条に定める業績評価に関する事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第16条 年俸制教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条及び第19条において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、**就業規則第14条第1項第1号**の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条による休業補償及び労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 年俸制教員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本年俸月額、本給の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当(以下この条において「基本年俸月額等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 年俸制教員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、基本年俸月額等の100分の80を支給することができる。

4 年俸制教員が**就業規則第14条第1項第2号**の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本年俸月額等の100分の60以内を支給することができる。

5 年俸制教員が**就業規則第14条第1項第3号**の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、基本年俸月額等の100分の70以内(業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

6 年俸制教員が**就業規則第14条第1項第4号**の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本年俸月額等の100分の70以内を支給することができる。

7 年俸制教員が**就業規則第14条第1項第5号**の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、基本年俸月額等の100分の100以内を支給することができる。

8 休職にされた年俸制教員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者等の給与)

第17条 **国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程(2004年規程第11号。以下「育児・介護休業等に関する規程」という。)**により育児休業又は育児時間を取得している年俸制教員の給与

は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第3条第2項に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある年俸制教員については、当該基準日に係る期間給を支給することができる。

(2) 育児短時間勤務を承認された年俸制教員の基本年俸月額を、育児・介護休業等に関する規程第11条の2により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(3) 年俸制教員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業者等の給与）

第18条 育児・介護休業等に関する規程により介護休業又は介護時間を取得している年俸制教員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護短時間勤務を承認された年俸制教員の基本年俸月額は、育児・介護休業等に関する規程第11条の3により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(3) 年俸制教員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（配偶者同行休業者の給与）

第18条の2 国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程（2022年規程第49号）により配偶者同行休業をしている年俸制教員の給与について、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第3条第2項に規定する基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある年俸制教員については、当該基準日に係る期間給を支給することができる。

（給与の減額）

第19条 年俸制教員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しないことにつき、第8条に規定する1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制教員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本年俸月額及び本給の調整額の半額を減ずる。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に30分以上1時間未満の端数が生じたときは30分に切り下げ、30分未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

（諸手当）

第20条 年俸制教員に支給する手当は、職員給与規程第23条から第33条、第36条、第38条から第39条の規定を準用する。

（実施に関し必要な事項）

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第22条 特別の事情によりこの規程によることができないとき又は著しく不相当であると学長が認めるときは、特別の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 第2条第2号の規定については、当分の間、適用しない。

附 則（2020年規程第27号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年規程第44号）

この規程は、2020年6月26日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則（2021年規程第27号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年規程第24号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年規程第53号）

この規程は、2022年6月13日から施行する。

附 則（2022年規程第67号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（2023年規程第27号）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（2023年規程第36号）

- この規程は、2023年12月26日から施行し、2023年4月1日から適用する。
- 当分の間、基本年俸表（1）が適用される年俸制教員の基本月額、当該教員が63歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教員に適用される基本給表（1）の基本月額のうち、当該教員の属する職務の級及び受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた年俸制教員については適用しない。
- 附則第2項の適用を受ける年俸制教員の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び職務付加手当（以下「対象手当」という。）の月額、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 附則第2項の規定により基本月額が減額された年俸制教員の業績給は、当該教員に適用される基本年俸表（1）の職務の級、受ける号俸、別表第3の成績率及び勤務日数等に応じて算出された額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

[別表第1（第11条関係）PDF](#)

[別表第1（第11条関係）Excel](#)

[別表第2（第12条関係）PDF](#)

[別表第2（第12条関係）Excel](#)

別表第3（第13条関係）

評価区分	成績率
SS	100分の160
S	100分の140
A	100分の120
B	100分の100
C	100分の90
D	100分の80

別表第4（第14条関係）

評価区分	昇給号給数
SS	1号給×年数+3号給
S	1号給×年数+2号給

A	$1 \text{号給} \times \text{年数} + 1 \text{号給}$
B	$1 \text{号給} \times \text{年数}$
C	0号給
D	-1号給

36	5,313,000	3,864,000	1,449,000	6,348,900	4,555,200	1,793,700	7,342,800	5,198,400	2,144,400				9,674,700	6,759,600	2,915,100			
37	5,334,500	3,879,600	1,454,900	6,377,300	4,575,600	1,801,700	7,356,300	5,208,000	2,148,300				9,690,200	6,770,400	2,919,800			
38	5,354,300	3,894,000	1,460,300	6,404,100	4,594,800	1,809,300	7,371,600	5,218,800	2,152,800				9,703,900	6,780,000	2,923,900			
39	5,372,400	3,907,200	1,465,200	6,432,500	4,615,200	1,817,300	7,385,200	5,228,400	2,156,800				9,717,700	6,789,600	2,928,100			
40	5,390,600	3,920,400	1,470,200	6,460,900	4,635,600	1,825,300	7,398,700	5,238,000	2,160,700				9,733,100	6,800,400	2,932,700			
41	5,403,800	3,930,000	1,473,800	6,487,700	4,654,800	1,832,900							9,746,900	6,810,000	2,936,900			
42	5,418,600	3,940,800	1,477,800	6,516,100	4,675,200	1,840,900							9,760,600	6,819,600	2,941,000			
43	5,431,800	3,950,400	1,481,400	6,544,500	4,695,600	1,848,900							9,776,100	6,830,400	2,945,700			
44	5,445,000	3,960,000	1,485,000	6,571,300	4,714,800	1,856,500							9,789,800	6,840,000	2,949,800			
45	5,459,900	3,970,800	1,489,100	6,599,700	4,735,200	1,864,500							9,803,500	6,849,600	2,953,900			
46	5,473,100	3,980,400	1,492,700	6,628,200	4,755,600	1,872,600												
47	5,486,300	3,990,000	1,496,300	6,641,500	4,765,200	1,876,300												
48	5,501,100	4,000,800	1,500,300	6,654,900	4,774,800	1,880,100												
49	5,514,300	4,010,400	1,503,900	6,670,000	4,785,600	1,884,400												
50	5,527,500	4,020,000	1,507,500	6,683,400	4,795,200	1,888,200												
51				6,696,700	4,804,800	1,891,900												
52				6,711,800	4,815,600	1,896,200												
53				6,725,200	4,825,200	1,900,000												
54				6,738,600	4,834,800	1,903,800												
55				6,753,600	4,845,600	1,908,000												
56				6,767,000	4,855,200	1,911,800												

基本年俸表（2）

金額単位：円

号俸	シニア教員(教一)									附属高等学校又は 特別支援学校の校長(教二)			附属小学校、中学校 の校長又は幼稚園長(教三)		
	4級(准教授)			5級(教授)			6級(教授)			基本年俸	基本給	業績給 (標準)	基本年俸	基本給	業績給 (標準)
	基本年俸	基本給	業績給 (標準)	基本年俸	基本給	業績給 (標準)	基本年俸	基本給	業績給 (標準)						
1	5,203,700	3,684,000	1,519,700	6,038,800	4,219,200	1,819,600	6,526,800	4,501,200	2,025,600	5,707,300	3,987,600	1,719,700	5,417,000	3,784,800	1,632,200
2	5,247,800	3,715,200	1,532,600	6,124,700	4,279,200	1,845,500	6,676,400	4,604,400	2,072,000	5,724,500	3,999,600	1,724,900	5,434,200	3,796,800	1,637,400
3	5,293,500	3,747,600	1,545,900	6,207,100	4,336,800	1,870,300	6,793,000	4,684,800	2,108,200	5,741,700	4,011,600	1,730,100	5,451,400	3,808,800	1,642,600
4	5,337,600	3,778,800	1,558,800	6,286,100	4,392,000	1,894,100	6,881,700	4,746,000	2,135,700	5,758,800	4,023,600	1,735,200	5,468,600	3,820,800	1,647,800
5	5,368,100	3,800,400	1,567,700	6,346,200	4,434,000	1,912,200	6,944,400	4,789,200	2,155,200	5,776,000	4,035,600	1,740,400	5,485,700	3,832,800	1,652,900
6	5,391,800	3,817,200	1,574,600	6,389,100	4,464,000	1,925,100	6,980,900	4,814,400	2,166,500	5,793,200	4,047,600	1,745,600	5,502,900	3,844,800	1,658,100
7	5,408,800	3,829,200	1,579,600	6,432,100	4,494,000	1,938,100	7,012,200	4,836,000	2,176,200	5,810,400	4,059,600	1,750,800	5,520,100	3,856,800	1,663,300
8	5,424,000	3,840,000	1,584,000	6,464,700	4,516,800	1,947,900	7,041,800	4,856,400	2,185,400	5,827,500	4,071,600	1,755,900	5,537,300	3,868,800	1,668,500
9	5,441,000	3,852,000	1,589,000	6,493,900	4,537,200	1,956,700	7,073,100	4,878,000	2,195,100	5,844,700	4,083,600	1,761,100	5,554,400	3,880,800	1,673,600
10	5,456,300	3,862,800	1,593,500	6,523,100	4,557,600	1,965,500	7,102,700	4,898,400	2,204,300	5,861,900	4,095,600	1,766,300	5,571,600	3,892,800	1,678,800

備考：本表の業績給は単年評価がB（標準）の場合である。実際の年俸額は本表の業績給に別表第3の成績率や勤務日数等を加味した額と本表の基本給を合算した額である。

基本給表(2)

金額単位:円

号給	シニア教員						附属高等学校又は 特別支援学校の校長		附属小学校、中学校 の校長又は幼稚園長	
	4級(准教授)		5級(教授)		6級(教授)					
	基本年額	基本月額	基本年額	基本月額	基本年額	基本月額	基本年額	基本月額	基本年額	基本月額
1	3,684,000	307,000	4,219,200	351,600	4,501,200	375,100	3,987,600	332,300	3,784,800	315,400
2	3,715,200	309,600	4,279,200	356,600	4,604,400	383,700	3,999,600	333,300	3,796,800	316,400
3	3,747,600	312,300	4,336,800	361,400	4,684,800	390,400	4,011,600	334,300	3,808,800	317,400
4	3,778,800	314,900	4,392,000	366,000	4,746,000	395,500	4,023,600	335,300	3,820,800	318,400
5	3,800,400	316,700	4,434,000	369,500	4,789,200	399,100	4,035,600	336,300	3,832,800	319,400
6	3,817,200	318,100	4,464,000	372,000	4,814,400	401,200	4,047,600	337,300	3,844,800	320,400
7	3,829,200	319,100	4,494,000	374,500	4,836,000	403,000	4,059,600	338,300	3,856,800	321,400
8	3,840,000	320,000	4,516,800	376,400	4,856,400	404,700	4,071,600	339,300	3,868,800	322,400
9	3,852,000	321,000	4,537,200	378,100	4,878,000	406,500	4,083,600	340,300	3,880,800	323,400
10	3,862,800	321,900	4,557,600	379,800	4,898,400	408,200	4,095,600	341,300	3,892,800	324,400